

生活環境課の目標（平成19年度）

生活環境課長 福田 和弘

1 課の役割

当課は資源循環支援班と環境調整班があり、資源循環支援班ではごみの減量化や廃棄物の適正処理、不法投棄、地域ぐるみの環境美化の他、狂犬病予防や食中毒予防等の事務を取り扱っています。環境調整班では印旛沼や河川の浄化対策や公害防止、宅地化された空き地に繁茂する雑草対策、生活排水対策の他、墓地等の経営許可を取り扱っており住民生活に密着した役割を担っています。

2 個別事業とその目標

1 ごみの減量化（資源循環支援班）

ごみの減量化では、より一層の分別の徹底を住民にお願いしていくとともに、資源となるごみを回収しリサイクルの輪を大きくしていく必要があります。現在のごみ分別の中で、燃やせないごみとして回収され埋め立て処分されているごみは、今一度確かめていただければ燃やせるごみや資源として回収できるものも多くあるのが現状のため、さらなる分別をお願いするため、ごみ処理マニュアルの作成や公報等による啓発に努めます。

更に、現在行っている一般廃棄物の収集業務についても今後の分別の細分化や資源ごみの回収等を進めていく結果として、収集回数や収集方法の変更などが必要となる可能性があり、住民の利便性の向上を目指しながらも、増高する収集経費の節減に努めるため見直しを行います。

2 不法投棄対策（資源循環支援班）

不法投棄対策としては、各地域の環境美化活動や地域清掃活動を支援し、定期的な美化活動を実施することにより、いわゆる「ポイ捨て」されにくい地域づくりを目指しています。しかしながら、相変わらず「ポイ捨て」は後を絶たず、これらのごみは町と不法投棄等監視員との協働による定期的な活動を実施して回収を続けておりますが、今後もきれいな町づくりを推進するためにはこの定期的な回収活動を積極的にPRして地域の行動を促し、不法投棄を「しない。させない。ゆるさない。」を合言葉に住民との協働をより進めていきます。

3 生活環境の保持（環境調整班）

生活環境保持のため排水対策や河川等の水質浄化対策のほかに、宅地化された空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例（いわゆる「草刈り条例」）の周知徹底を目指し、管理者である土地所有者等の管理責任を明確にして近隣に居住する住民の迷惑防止に努めます。そのため、社会通念上や条例の趣旨にもあるように本来土地所有者等が自ら土地の適正管理に努めるよう指導し、更に住民との協働で所有者等に空き地の適正管理

4 住民との協働の推進

住民生活に密着した業務であり、住民が安心して快適に日々暮らしていけるように、現在行われている一つ一つの業務を常に見直し、行政課題を的確に把握することによって多様化する住民の要望を整理しその解決の道を探るため、行政・住民双方が話し合うことにより生活環境を改善できるように努めます。